

国道4号に設けられている「追越しのための右側部分のはみ出し通行禁止」規制（いわゆる「はみ禁」）の解除を検討しています。



解除検討の理由

規制(標識)の有無に関わらず、
交差点や横断歩道の直近、見通
しのきかないカーブや坂道等
での追越しは、道交法第30条で禁
止されています！



- 追越し・追い抜きに起因する交通事故の発生が極めて少ないこと
規制区間及びその間の無規制区間において、過去5年以内に、追越しに起因する交通事故の発生は1件のみでした。
そのほかの対向車線にはみ出した事故の原因は、ほとんどが脇見や漫然運転、冬期間のスリップによるものでした。
- 追越しに制限がかかること
「追越しのための右側部分のはみ出し通行禁止」を定めた道路交通法第26条の2第3項の規定では、除外理由に該当しない限り、オレンジ色のラインを越えて対向車線にはみ出すことはできません。
(※除外理由→緊急自動車に進路を譲る場合、障害物や道路工事等を避ける場合)
そのため、厳密には、自転車や低速車両（トラクターなど）を追い越す場合も、オレンジ色のセンターラインをはみ出してはならないことになり、安全な追越し、追い抜きができないおそれがあります。

交通規制について具体的な御意見がある場合は、令和6年8月末までに、青森警察署交通課規制係までご連絡をお願いします。

電話番号 017-723-0110 (内線432)